

## **休眠預金等活用法に係る異動事由**

当社は、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取扱います。

### **(1) 普通預金**

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限ります。）
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### **(2) 貯蓄預金**

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限ります。）

### **(3) 当座勘定、納税準備預金**

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により

預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）

- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があつたこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があつたこと（当社が把握することができる場合に限ります。）

#### （4）通知預金

- ① 引出し、預入れ、その他の事由により預金額に異動があつたこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

#### （5）積立式定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期、スーパー定期300）、期日指定定期預金、自由金利型定期預金、満期選択型定期預金（満期F（フリー））

- ① 引出し、預入れ、口座振替その他の事由により預金額に異動があつたこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）

- ② 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあつたこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ③ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引が無かつた場合を除きます。）もしくは繰越があつたこと

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があつたこと（当社が把握することができる場合に限ります。）

- ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

## (6) 総合口座（リテール口座）

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子等の支払に係るものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
  - A 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当社が把握することができる場合に限ります。）
- ⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

以上